

平成 29 年 11 月 29 日

厚生労働省保険局長  
鈴木 俊彦 殿

四病院団体協議会

一般社団法人



会長 相澤 孝夫

公益社団法人 全日本病院協会

会長 猪口 雄二

一般社団法人 日本医療法人協会

会長 加納 繁照

公益社団法人 日本精神科病院協会

会長 山崎 學

## 常勤要件における複数非常勤従事者の常勤換算導入 及び、専従要件の見直しに関する要望

平成 28 年度改定では、施設基準上の常勤配置の取扱いが以下のように見直された。

- ① 常勤従事者が、労働基準法の「産前・産後休業」、育児・介護休業法の「育児・介護休業」を取得中の期間、複数の非常勤従事者を常勤換算して人員数に含めることができる。
- ② 育児・介護休業法の「短時間勤務制度」を利用する正職員については、週 30 時間以上の勤務で常勤扱いとする。

この規則では、複数の非常勤従事者を常勤換算できるのは産休や育休の取得期間に限定されており、制度を利用できる機会は少ない。一方、「専従の常勤従事者」においては、「医療機関の定める所定労働時間を全て勤務する者」のみしか認められていない。

政府が推進する「女性の活躍推進」や「仕事と家庭の両立支援」「仕事・子育て両立支援」等により、ワークライフバランスを重視した働き方を希望する労働者が増え、短時間雇用者数（※1）や女性の医療従事者（※2）も増加傾向にある。また、男性が「育児・介護休業」を取得することも日常的に認められる。

11 月 8 日に公表された「医療経済実態調査」においては、一般病床を中心として病院の経営状況の悪化が著しく、その原因は人件費の伸びが大きいためである。適材適所の人員配置が肝要であり、専従要件に対しては強い配慮が必要である。

今後、さらに労働人口が減少し続ける日本において、人材を有効に活用できる制度とすることは、持続性のある病院経営にとって必須である。については、四病院団体協議会は、下記を要望する。

### 記

- 医療従事者の常勤要件において「複数の非常勤従事者の常勤換算」を認めること。
- 専従要件の「所定労働時間の全て」を大幅に緩和するとともに、配置場所についても医療の質が確保できる範囲で基準を緩和すること

以上

※1：総務省「労働力調査」より

※2：平成 29 年 11 月 8 日中医協総会資料より